

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

		改 正 後			改 正 前
		<p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三百七十七条の第二項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の(六)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。</p>		<p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三百七十七条の第二項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の(六)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。</p>	
		略	略		
		申告書等の種類	様式		
<p>(一) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損 控除・医療費控除</p>		<p>第五号の五様式</p>		<p>(一) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損 控除・医療費控除・寄附金控除申告書</p>	
<p>申告書</p>				<p>第五号の五様式</p>	

法第四十五条の二第三項及び第三百十七
条の二第三項の申告書)

略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 法第四十五条の三第二項及び第三百十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合における当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とする。

2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日現在の住所

二 給与所得以外(法第三百二十一条の三第四項に規定する場合にあつては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外)の所得に係る道府県

民税及び市町村民税の徴収の方法

三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、その者の氏名及び青色専従者給与額

四 前年中に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する場合においては、同法第六十四条第二項各号に掲げる国内源泉所得の金額

法第四十五条の二第三項及び第三百十七
条の二第三項の申告書)

略

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 法第四十五条の三第二項及び第三百十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合における当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とする。

2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日現在の住所

二 給与所得及び公的年金等に係る所得以外
の所得に係る道府県

民税及び市町村民税の徴収の方法

三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、その者の氏名及び青色専従者給与額

四 前年中に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する場合においては、同法第六十四条第二項各号に掲げる国内源泉所得の金額

五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名及び住所

六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の五第一項第一号に掲げる配当等又は同項第四号に掲げる配当等（同法第九条の三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。）のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場
合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄及び生年月日並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由して、提出しな

五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名及び住所

六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の五第一項第一号に掲げる配当等又は同項第四号に掲げる配当等（同法第九条の三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。）のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場
合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

なければならない。

2| 法第四十五条の三の二第三項及び第三百七十七条の三の二第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた給与所得者の扶養親族申告書は、その提出の際に経由すべき給与支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が給与支払者に対し、給与所得者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該給与支払者は当該給与所得者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3| 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4| 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事

項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所
 - 二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 その他参考となるべき事項

（給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等）

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に

定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項
- 二 所得税法第九十四条第二項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない給与所得者が給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税

法第九十四條第二項の申告書に記載すべき事項

2| 法第四十五條の三の二第四項及び第三百十七條の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十六條の二第一項各号に掲げる方法とする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二條の三の五 所得税法第二百三條の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者が法第四十五條の三の三第一項及び第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三條の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五條の三の三第一項及び第三百十七條の三の三第一項の公的年金等支払者（次項において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2| 法第四十五條の三の三第三項及び第三百十七條の三の三第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた公的年金等受給者の扶養親族申告書は、その提出の際に經由すべき公的年金等支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が公的年金等支払者に対し、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該公的年金等支払者は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3| 法第四十五條の三の三第一項及び第三百十七條の三の三第一項の規定

により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所
- 二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額
- 三 その他参考となるべき事項

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七十七条の三の三

第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

（法第四十五条の四の総務省令で定める者等）

第二条の三の八 略

2 及び 3 略

（法第四十五条の四の総務省令で定める者等）

第二条の三の二 略

2 及び 3 略

	申告書等の種類	略	様式

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	申告書等の種類	略	様式

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

<p>(四) 清算事業年度予納申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第百二条第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第五項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十七項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第八号様式（第六号様式別表一から別表四の四まで）</p>
<p>(五) 残余財産分配等予納申告書及び清算確定申告書並びにこれらに係る修正申告書（法人税法第百三条第一項及び第百四条第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第五項の道府県民税の申告書並びにこれに係る同条第二十七項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第九号様式（第六号様式別表四の三及び別表四の四）</p>

	申告書等の種類	略	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。</p>	2	(七) 略	(六) 略	(五) 略	(四) 略
	様式			略	略	略	略	

	申告書等の種類	略	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。</p>	2	(九) 略	(八) 略	(七) 略	(六) 略
	様式			略	略	略	略	
<p>(三) 清算事業年度予納申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十二条の二十九第項の申告書並びにこれに係る法第七十二条第三第二項及び第三項の修正申告書）</p>	<p>第八号様式（第六号様式別表五から別表五の二の二まで及び別表五の三から別表十四まで）</p>							
<p>(四) 残余財産分配等予納申告書及び清算確定申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十一第二項の申告書並びにこれらに係る</p>	第九号様式							

	申告書等の種類	略	略	2 略	(三)略
	様式				

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	申告書等の種類	略	略	2 略	(五)略
	様式				

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(九) 残余財産分配等予納申告書及び清算確定申告書並びにこれらに係る修正申告書（法人税法第百三条第一項及び第百四条第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある）	第二十二号様式（第二十号様式別表四の三）
(六) 清算事業年度予納申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第百二条第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第百二十一條の八第五項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第二十七項の市町村民税の申告書）	第二十一号様式（第二十号様式別表一から別表四の三まで）

2 5 4 略	(九) 略	(ハ) 略
	略	略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	

2 5 4 略	(イ) 略	(ロ) 略
	略	略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
略	
(四) 清算事業年度予納申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第百二条第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第五項の申告書及びこれに係る同条第二十七項	第八号様式(第六号様式別表一から別表四の四まで及び第二十号様式別表四の二)

2 略	第七條の二 略	附則 (政令附則第十二條の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)	2 略	(六) 略	(五) 略	(四) 略	
				略	略	略	
13 略	第七條の二 略	附則 (政令附則第十二條の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)	2 略	(六) 略	(七) 略	(六) 略	(五) 残余財産分配等予納申告書及び清算確定申告書並びにこれらに係る修正申告書(法人税法第百三條第一項及び第百四條第一項の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四條第三項の規定により準用される法第三百二十一條の八第五項の申告書並びにこれに係る同條第二十七項の申告書)
				略	略	略	第九号様式(第六号様式別表四の三及び別表四の四)